プラスチック資源循環促進法（令和３年法律第60号）

○ 同法は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わる**あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（３R＋Renewable）を促進**することを目的として制定（令和４年４月１日に施行）。

○ プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等を措置。

個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】（主務大臣：経産、**事業所管大臣**）

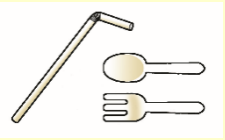
- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを措置。
  - ➢ 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**。


<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】（主務大臣：経産、**事業所管大臣**）

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準を策定**。
  - ➢ 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置。


<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】
（主務大臣：経産、環境）

- プラスチック資源の分別収集を促進するため**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能。


<プラスチック資源の例>

- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成。
  - ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能。

【製造・販売事業者等による自主回収】（主務大臣：経産、環境）

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成。
  - ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**。


<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制等】
（主務大臣：経産、環境、**事業所管大臣**）

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**。
  - ➢ 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への **勧告・公表・命令**を措置。

【排出事業者の再資源化計画】
（主務大臣：経産、環境）

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成。
  - ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）に移行

環境配慮設計の取組　（プラスチック資源循環促進法　第７条関係）

○ **プラスチック資源循環促進法**に基づき、**国が設計指針を策定**し、プラ使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定め、**特に優れたプラスチック使用製品の設計を国が認定**。認定プラスチック使用製品は**グリーン購入法上の配慮や製造施設・設備**を国が支援。

○ 2025年７月に「清涼飲料用ペットボトル容器」を含む４製品分野の製品設計基準を定め、各製品設計基準に基づき2026年２月に初めての設計認定を行った。清涼飲料用ペットボトル容器については、５社20製品が設計認定されている（令和８年4月24日現在）。

プラスチック使用製品設計指針

（令和４年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号）

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

（１）構造	① 減量化	② 包装の簡素化
	③ 長期使用化・長寿命化	④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用
	⑤ 単一素材化等	⑥ 分解・分別の容易化
	⑦ 収集・運搬の容易化	⑧ 破砕・焼却の容易化
（２）材料	① プラスチック以外の素材への代替	② 再生利用が容易な材料の使用
	③ 再生プラスチックの利用	④ バイオプラスチックの利用
（３）製品のライフサイクル評価		
（４）情報発信及び体制の整備		
（５）関係者との連携		
（６）製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

- 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施すること
- 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること

設計認定制度

指定調査機関による技術的な調査（設計調査）において、**製品分野ごとに別に定める基準（製品設計基準）**等への適合を確認し、**国（主務大臣）が設計認定**を行う。

清涼飲料用ペットボトル容器の設計認定基準（告示）

（令和７年７月24日公布、令和８年１月25日施行）

① **指定PETボトルの自主設計ガイドライン**（※）における必須事項の全ての項目を満たすこと。
② １本当たり（ラベル、キャップを除く）の重量が、**用途・容量別に定める軽量化基準を満たす**こと。
③ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの合計が１本当たりの重量の**15%以上**であること。

（※）自主設計ガイドラインの主なポイント

キャップ（PE又はPP）
- PVC 不使用
- 比重・風選・洗浄で分離可能

など

ボトル（PET）
- PET単体
- 無着色

など

ラベル（PS 等）
- アルミ不使用
- PVC不使用
- 比重 1.0 未満のPE又はPPが主材

など

製品設計認定

下記４製品分野について、各製品設計基準に基づき、2026年２月に初めての設計認定を行った。

① 清涼飲料用ペットボトル容器（５社20製品）
② 文具　③ 家庭用化粧品容器　④ 家庭用洗浄剤容器

特定プラスチック使用製品の使用の合理化　（プラスチック資源循環促進法　第28条関係）

○ 商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの（**特定プラスチック使用製品**）について、提供事業者が取り組むべき事項として判断基準を定めている。

○ 食品関連では、カトラリー類の提供にあたり、消費者への確認や木製代替素材の製品の提供などが行われている。

特定プラスチック使用製品（政令指定）

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）： 総合スーパー、百貨店　等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）： コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店　等 ●宿泊業：　ホテル、旅館　等 ●飲食店：　レストラン、喫茶店　等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：　フードデリバリー　等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ	●宿泊業：ホテル、旅館　等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む） 総合スーパー、百貨店　等 ●洗濯業：クリーニング店　等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令 第５条（令和４年政令第25号）

取り組むべき事項（判断基準省令）

① **目標を設定**し、これを達成するための取組を計画的に行う、
② **特定プラスチック使用製品の使用の合理化**

提供方法の工夫
(1)有料化、(2)ポイント等の還元
(3)意思確認の徹底（声かけ）、(4)繰り返し使用の促進

製品の工夫
(1)バイオマスプラスチック製品の提供、(2)再生プラスチック製品の提供
(3)紙製・木製・金属製等のプラスチック以外の素材を利用した製品の提供
(4)適切な寸法の製品の提供、(5)繰り返し使用が可能な製品の提供

③ 情報の提供
④ 体制の整備等
⑤ 安全性等の配慮、
⑥ 実施状況等の把握等
⑦ 関係者との連携、
⑧ 本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化
⑨ 約款の定め

特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（令和４年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）